

日連発第H27-116号 (総)
平成28年3月28日

ボーイスカウト都道府県連盟
理事長 各 位
県連盟コミッショナー 各 位
事務局長 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
理事長 奥 島 孝 康
(公印省略)

教育規程の改正について (通知)

去る2月21日に開催された平成27年度第4回スカウト教育推進会議において、記章・標章の着用について、関連する教育規程の改正が承認されました。

本件については、関連する感謝・表彰規程の一部改正が含まれていたことから、3月26日に開催された名誉会議での承認をもって効力を発することになりました。

つきましては、貴連盟内各組織にお知らせ下さるようお願い申し上げます。

なお、この通知は、各県連盟理事長各位には各連盟事務局へ、また県連盟コミッショナー各位には、別途、直接お送りいたします。

記

1. 教育規程の改正 (別紙をご参照下さい。)

承認：平成28年2月21日 (教育推進会議)

平成28年3月26日 (名誉会議)

施行：平成28年4月 1日

以上

本件についてのお問い合わせ先：管理部 総務課

電話：03-5805-2561
FAX：03-5805-2901
Eメール：soumu@scout.or.jp

記章・標章類に関する教育規程の改正と新設

日本連盟コミッショナー

膳 師 功

以下の通り教育規程を改正する。

第8章 指導者養成

－ 指導者訓練修了章 －

8-13-2 着用方法・部位

第9章 制服と旗

－ 記章および標章 －

- 9-4-1 制服の着用基準（指導者の正装）
- 9-9-1 記章・表彰の着用基準（帽章）
- 9-9-4 ボーイスカウトの記章
- 9-9-12 各種有功記章の着用機会
- 9-9-13 各種有功記章略章の着用位置
- 9-9-14 国・外国政府からの勲章
- 9-9-15 本連盟以外からの有功記章

平成28年2月21日スカウト教育推進会議承認
平成28年4月1日施行



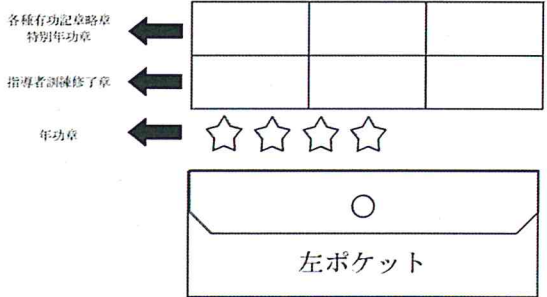
公益財団法人

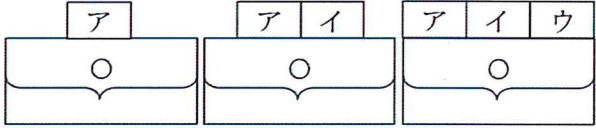
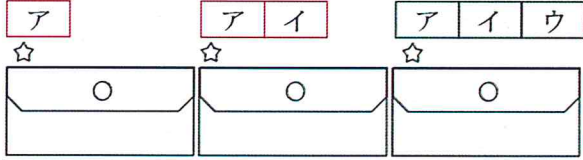
ボーイスカウト日本連盟

第8章 指導者養成

指導者訓練修了章

区分欄：○印は改正条文(案) (アンダーラインが改定提案箇所)、無印は現行どおり

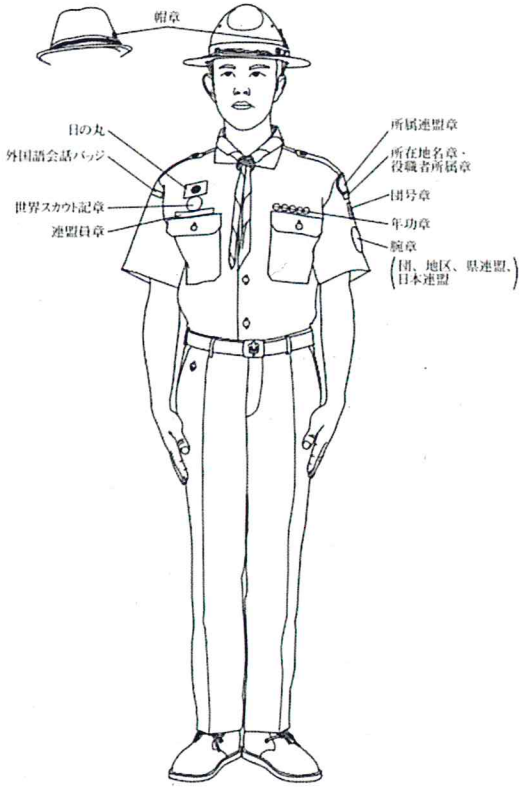
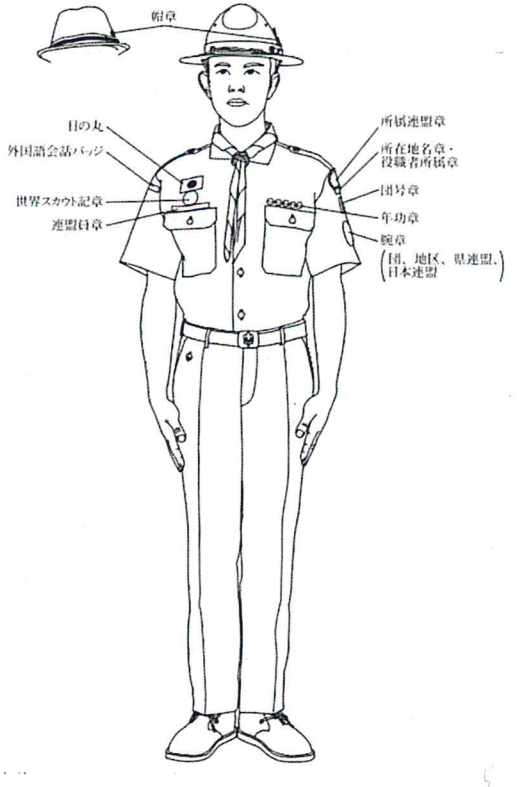
現 行	区分	改 正 (案)	備 考
<p>着用方法・ 部位 8-13-2</p> <p>(1) 着用方法 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練、団指導者の訓練、コミッショナーの訓練及びトレーナーの訓練の各区分ごとに、<u>修了した課程の上級のを1個着用する。</u>ただし、隊指導者訓練を複数課程修了し、他の区分(団指導者・コミッショナー・トレーナー)の訓練を修了していない場合は、3個までに限って着用することができる。</p>	<p>○</p>	<p>着用方法・ 部位 8-13-2</p> <p>(1) 着用方法 指導者訓練修了章は、隊指導者の訓練、団指導者の訓練、コミッショナーの訓練及びトレーナーの訓練の各区分で<u>修了した課程の上級のを1個ずつ3個まで着用する。</u>ただし、隊指導者訓練を複数課程修了し、他の区分(団指導者・コミッショナー・トレーナー)の訓練を修了していない場合は、3個までに限って着用することができる。</p>	<p>平成6年からトレーナーコースの修了章が増えたために、①隊指導者の訓練、②団指導者の訓練、③コミッショナーの訓練及び④トレーナーの訓練の4区分となっていることから、左記の通り表現を変更する。</p> <p>※ ボーイスカウト講習会の修了章は「修了した課程の上級のもの」を着ける原則から、他の修了章を着けるようになった時点で、これを外す。</p>
<p>(2) 着用部位は次のとおりとする。</p> 		<p>(現行通り)</p>	

現 行	区分	改 正 (案)	備 考
<p>(3) 着用の基準は次のとおりとする。</p> <p>ア 現在奉仕している分野の指導者訓練修了章をアの部位に着用する。</p> <p>イ その他の指導者訓練修了章は、隊指導者（修了順）・団指導者・コミッショナー・トレーナーの順に着用する。</p> 	○	<p>(3) 着用の基準</p> <p>ア 現在奉仕している分野の指導者訓練修了章をアの部位に着用する。</p> <p>イ その他の指導者訓練修了章は、隊指導者（修了順）・団指導者・コミッショナー・トレーナーの順に<u>3個</u>まで着用する。</p> 	<p>2区分着用時の位置の変更と着用個数の明記</p>

第9章 制服と旗

制服


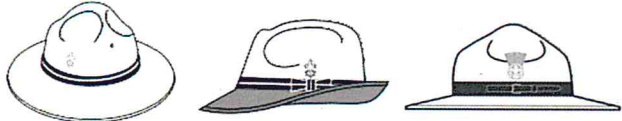


















区分欄：○印は改正条文(案)（アンダーラインが改定提案箇所）、無印は現行どおり

現行	区分	改正(案)	備考
<p>正装の着用基準 9-4-1</p> <p>指導者の正装</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・上着は、ボーイスカウトと同じ。 ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。 ・ベルトは、ベンチャースカウトと同じ。 ・制帽は、男性はハット、女性はハット又は中折れ帽を隊で統一して着用する。ハットのベルトは革製とし、中折れ帽の帯は紺色と緑色のストライプの布製とする。 	<p>○</p>	<p>正装の着用基準 9-4-1</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・上着は、ボーイスカウトと同じ。 ・ズボンはウール混タイプおよびブッシュパンツタイプの長ズボンを着用する。 ・ネッカチーフは、ボーイスカウトと同じ。 ・ベルトは、ベンチャースカウトと同じ。 ・制帽は、男性はハット、女性はハット又は中折れ帽を隊で統一して着用する。ハットのベルトは革製とし、中折れ帽の帯は紺色と緑色のストライプの布製とする。 	<p>備考</p> <p>絵で規程されていないブッシュパンツタイプの長ズボンも制服であることを明記した。</p>

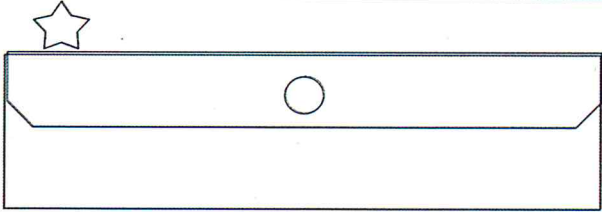
第9章 制服と旗

制帽及び帽章、標章の着用

区分欄：○印は改正条文(案)（アンダーラインが改定提案箇所）、無印は現行どおり

現行	区分	改正(案)	備考																																				
<p>記章、標章の着用基準 9-9-1</p> <p>制服及び記章、標章の着用については次の通りとする。 (記章、標章の着用基準)</p> <p>(1) 帽章 ボーイ、ベンチャー、ボーイ以上の女子スカウト 指導者 ローバースカウト および女性指導者</p>  <p>正面に帽章つける 左横に帽章をつける <u>左横に帽章をつける</u></p>	○	<p>記章、標章の着用基準 9-9-1</p> <p>制服及び記章、標章の着用については次の通りとする。 (記章、標章の着用基準)</p> <p>(1) 帽章 ボーイ、ベンチャー、ボーイ以上の女子スカウト 指導者 ローバースカウト および女性指導者</p>  <p>正面に帽章つける 左横に帽章をつける <u>左横の帽帯上部、ハット本体に帽章をつける</u></p>	<p>指導者用ハットへの帽章装着位置を明示した。</p>																																				
<p>ボーイスカウトの記章 9-9-4</p> <p>ボーイスカウトの記章は次の通りとする。</p> <table border="1" data-bbox="277 852 882 1166"> <tr> <td>(4)</td> <td>ターゲットバッジ</td> <td> (図は救護)</td> <td>直径3cmの円形</td> <td></td> <td rowspan="3">タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>マスターバッジ</td> <td></td> <td>1×3cm</td> <td>黒色</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>技能章</td> <td> (図は野営章)</td> <td>4×4cmの正方形内に、直径3.5cmの円形</td> <td>えんじ色</td> </tr> </table>	(4)	ターゲットバッジ	 (図は救護)	直径3cmの円形		タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。	(5)	マスターバッジ		1×3cm	黒色	(6)	技能章	 (図は野営章)	4×4cmの正方形内に、直径3.5cmの円形	えんじ色	○	<p>ボーイスカウトの記章 9-9-4</p> <table border="1" data-bbox="1167 820 1823 1353"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>様式・図柄</th> <th>寸法</th> <th>地色</th> <th>着用部位その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(4)</td> <td>ターゲットバッジ  (図は救護)</td> <td>直径3cmの円形</td> <td></td> <td>タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>マスターバッジ </td> <td>1×3cm</td> <td>黒色</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>技能章  (図は野営章)</td> <td>4×4cmの正方形内に、直径3.5cmの円形</td> <td>えんじ色</td> <td>9課目までは、班別章の下につける。ただし7課目以上の場合は、タスキに着用できる。タスキは右肩から左脇下にかける。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他	(4)	ターゲットバッジ  (図は救護)	直径3cmの円形		タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。	(5)	マスターバッジ 	1×3cm	黒色		(6)	技能章  (図は野営章)	4×4cmの正方形内に、直径3.5cmの円形	えんじ色	9課目までは、班別章の下につける。ただし7課目以上の場合は、タスキに着用できる。タスキは右肩から左脇下にかける。	<p>ボーイスカウトが技能章を取得した場合は、本来は右袖に着用するものであるため、「(6) 技能章の着用部位その他」を改正する。</p>
(4)	ターゲットバッジ	 (図は救護)	直径3cmの円形		タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。																																		
(5)	マスターバッジ		1×3cm	黒色																																			
(6)	技能章	 (図は野営章)	4×4cmの正方形内に、直径3.5cmの円形	えんじ色																																			
区分	様式・図柄	寸法	地色	着用部位その他																																			
(4)	ターゲットバッジ  (図は救護)	直径3cmの円形		タスキに着用する。マスターバッジは該当ターゲットバッジに接して下につける。タスキは右肩から左脇下にかける。																																			
(5)	マスターバッジ 	1×3cm	黒色																																				
(6)	技能章  (図は野営章)	4×4cmの正方形内に、直径3.5cmの円形	えんじ色	9課目までは、班別章の下につける。ただし7課目以上の場合は、タスキに着用できる。タスキは右肩から左脇下にかける。																																			
現行	区分	改正(案)	備考																																				

		◎	各種有功 記章の着 用機会 9-9-12	<p>本連盟が交付した感謝章・有功章等（以後、有功記章という）は、時宜に応じて正装または礼装に着用する。</p> <p>② 正装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章または略章を着用する。</p> <p>③ 礼装で儀式、行事等に出席する場合は、必要に応じて有功記章正章を着用する。</p> <p>④ 有功章正章を着用する場合、日本連盟功労章、都道府県連盟功労章については区分ごとの上位のものを着用する。</p>	<p>記章の着用機会を 規程する。</p>
--	--	---	---	--	---------------------------

	現 行	区分	改 正 (案)	備 考												
		◎ 各種有功記章略章の着用位置 9-9-13	<p>複数の有功記章略章を同時に着用する場合には、以下の着用順序により受章したものをつめて着用する。</p> <p>きじ章、たか章、かっこう章、日連特別感謝章、日連感謝章、県連特別有功章、県連有功章、県連感謝章、特別年功章（上位のものを1個）。</p> <p>② 複数の略章を同時に着用する場合は1列3個までとし、3個を超える場合は上段を上位として列を加えて着用する。</p> <p>③ 善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）および功績章（スカウティング褒章）略章は、上記有功記章略章の上部に着用する。</p> <table border="1" data-bbox="1173 564 1825 1110"> <tr> <td data-bbox="1173 564 1603 719"> 善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）略章 功績章（スカウティング褒章）略章 23WSJ奉仕章 23WSJ協賛章 特別記章類（世界機構表彰、外国連盟表彰） </td> <td data-bbox="1603 564 1668 719">A</td> <td data-bbox="1668 564 1742 719">B</td> <td data-bbox="1742 564 1825 719">C</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 719 1603 900"> 日本連盟有功記章類（以下の記章の内、6個まで） きじ章・たか章・かっこう章 日連特別感謝章・日連感謝章 県連特別有功章・県連有功章 県連感謝章・特別年功章(上位のもの一つ) </td> <td data-bbox="1603 719 1668 900">4</td> <td data-bbox="1668 719 1742 900">5</td> <td data-bbox="1742 719 1825 900">6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 900 1603 1110"> 訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章 ア：現在奉仕している部門（または役務） イ・ウ：他課程の隊指導者訓練を修了した順、または他区分の記章（上級訓練修了者は上位の記章） ウ：特別維持会員章または維持会員章 </td> <td data-bbox="1603 900 1668 1110">ア</td> <td data-bbox="1668 900 1742 1110">イ</td> <td data-bbox="1742 900 1825 1110">ウ</td> </tr> </table> 	善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）略章 功績章（スカウティング褒章）略章 23WSJ奉仕章 23WSJ協賛章 特別記章類（世界機構表彰、外国連盟表彰）	A	B	C	日本連盟有功記章類（以下の記章の内、6個まで） きじ章・たか章・かっこう章 日連特別感謝章・日連感謝章 県連特別有功章・県連有功章 県連感謝章・特別年功章(上位のもの一つ)	4	5	6	訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章 ア：現在奉仕している部門（または役務） イ・ウ：他課程の隊指導者訓練を修了した順、または他区分の記章（上級訓練修了者は上位の記章） ウ：特別維持会員章または維持会員章	ア	イ	ウ	<p>1. 複数の有功記章略章を着用する上での順位を規程する。</p> <p>(ア) 善行表彰と功績章は、略章の形状が違うことから、着用順位に含まず、これらの上部とした。</p> <p>(イ) 特別感謝章と日連感謝章の間には順序性がないので「上位1個」とはしない。</p> <p>※感謝・表彰規程第8条から移設</p>
善行表彰（人命救助章・公共奉仕章・善行章）略章 功績章（スカウティング褒章）略章 23WSJ奉仕章 23WSJ協賛章 特別記章類（世界機構表彰、外国連盟表彰）	A	B	C													
日本連盟有功記章類（以下の記章の内、6個まで） きじ章・たか章・かっこう章 日連特別感謝章・日連感謝章 県連特別有功章・県連有功章 県連感謝章・特別年功章(上位のもの一つ)	4	5	6													
訓練修了章・特別維持会員章・維持会員章 ア：現在奉仕している部門（または役務） イ・ウ：他課程の隊指導者訓練を修了した順、または他区分の記章（上級訓練修了者は上位の記章） ウ：特別維持会員章または維持会員章	ア	イ	ウ													

18

現 行		区分	改 正 (案)		備考
		◎	国・外国政府からの勲章 9-9-14	国または外国政府から交付された勲章、褒章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。	※感謝・表彰規程第7条から移設・改正
		◎	本連盟以外からの有功記章 9-9-15	世界スカウト機構または、外国スカウト連盟から交付され特別に許可を受けた有功記章等を正装あるいは礼装に着用する場合は、それぞれの着用規程によって着用する。	※感謝・表彰規程第7条から移設・改正